

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 78 号

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成 18 年新潟市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表江南区の項区域の欄中「下早通 1 丁目から 2 丁目まで」を「下早通 1 丁目から 3 丁目まで」に改める。

附 則

この条例は、下早通 3 丁目に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定による市長の告示の効力が生ずる日から施行する。